

5 輸国第 3965 号

関税割当公表第 86 号の 3

令和 5 年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当
て（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するも
の。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 6 年 2 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第
36 号）別表第 1 第 1005.90 号に規定するもののうち、コーンスターチの
製造に使用するもの）

2 用途及び割当数量

(1) 糖 化 用	2 1 0 , 8 7 5 トン
(2) 一 般 用	3 5 3 , 0 8 2 トン
(3) 新規用途用	1 9 1 , 0 0 6 トン
合計割当数量	7 5 4 , 9 6 3 トン

3 通関期限 令和 6 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省農産局地域作物課

第 3 関税割当証明書発給の担当課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）
令和6年2月5日（月）から同年2月9日（金）まで
- 2 提出時間 直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格、関税割当申請書等の提出方法、提出書類、割当基準等

関税割当申請者の資格、関税割当申請書等の提出方法、提出書類、割当基準、関税割当証明書の発給の停止、報告、その他関係事項等に関しては、令和5年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて（令和5年9月8日付け5輸国第2053号関税割当公表第86号。以下「下期手続公表」という。）による。

ただし、下期手続公表の規定に基づき、関税割当申請書及び下期手続公表第7に掲げる書類を提出した者にあつては、本申請時点において、その記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。